

令和 4 年 6 月 8 日

読谷村議会
議長 伊波 篤 殿

総務常任委員会
委員長 津波古 菊江

陳情審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。

受理番号	付託年月日	件 名	審査の結果	委員会の意見
令和 3 年 陳情第 5 号	令和 3 年 12 月 8 日	近隣および周辺住民への事前説明など「携帯電話基地局設置に関する条例」の制定を求める陳情	不採択	趣旨に添い難い

1 審査事件：令和3年 陳情第5号 近隣および周辺住民への事前説明など「携帯電話基地局設置に関する条例」の制定の陳情

2 審査委員 総務常任委員会

委員長 津波古菊江、副委員長 松田昌邦

委員 上地榮、山内政徳、伊佐眞武、當間良史

3 審査の経過

(1) 令和3年12月8日 本陳情に対する自由討議

(2) 令和3年12月9日 陳情者と意見交換及び村関係課（総務課、都市計画課、健康推進課、生活環境課）との意見交換

(3) 令和4年3月14日 他自治体の条例等の調査

(4) 令和4年3月15日 他自治体の調査及び自由討議

(5) 令和4年3月30日 自由討議

(6) 令和4年4月19日 自由討議と採択可否

(7) 令和4年5月16日 報告書まとめ

4 審査の概要

陳情の要旨は以下のとおりです。

記1 情報公開と事前説明を行うことにより地域住民の声を反映するよう求めます。

記2 環境因子に敏感な村民の保護を求めた条例の制定です。

当委員会は本陳情について令和3年12月8日より調査を開始し、12月9日陳情者に陳情趣旨の説明を求め、その後、県外自治体の事例調査及び委員間討議を重ねました。また、同陳情が村にも提出されていることから関係課と現状及び課題について意見交換を行いました。

結果、記1については村当局より令和4年1月26日付の文書で情報公開と住民説明会を行うよう、主な携帯電話会社6社に要請がされています。

当委員会としても携帯電話基地局の設置及び改造の際に事業者において、事業計画が周辺住民及び自治会等への周知を図ることは設置に不安を感じる住民もいることから丁寧な説明を求めます。

記2については当委員会として本陳情に対する検証が現時点において、判断できうる科学的根拠及び村内における事例確認までに至りませんでした。

国においても電波法第 30 条の規定により無線設備には人体に危害を及ぼし、物件に損傷を与えることがないような施設とすることで十分な安全確保を図ることを義務付けられています。

また、現在の社会活動においても携帯電話の普及や学校現場での GIGA スクールの実施、コロナ禍でのオンライン授業、企業のリモート会議などが普及しています。

以上のことから総合的に陳情者の求める条例制定については難しいとの判断に至りました。

本委員会は令和 4 年 4 月 19 日、本陳情について全会一致で不採択とすることに決しました。